

水質試験車は今日も走る

新しい水質試験車が稼働しています。
検査依頼の対応に加えて、水源事故にも
対応できる高規格の試験車です。



はまビヨンといっしょ。さわやかなイメージ

水道水については近年、市民の関心が特に高まっています。

おいしい水や安全な水などいろいろのニーズが出てきています。

また、水質の情報公開の声が高まり、できるだけ分かりやすく、迅速な試験結果が望まれています。

横浜市水道局でも昨年の9月に新たに水質試験車を導入し、水質課に配備しました。

新しい水質試験車は、一九七三年に最初の水質試験車が配

備されてから四代目あたりです。一九九〇年から九年間にわたって稼働してきた三代目が老朽化したこと、水質検査項目に対する多様な市民ニーズに対応するために更新したものです。車体は白と水色のツートンカラーで、横浜市の水道局のイメージマスクット「はまビヨン」を塗装したのは初めてで、これからは市民に積極的にアピールする予定です。

水質試験車の配備状況は、全国規模での水質試験車の実数については把握できていませんが、令治指定都市では約半数の六事業体が保有しています。導入目的は、市民の水道に対する苦情を迅速に処理するため、現地で分析結果を得ること、水源などの遠隔地での汚染事故等に緊急に対応するための、現場での分

なっています。局車両に「はまビヨン」を塗装したのは初

めて、これからは市民に積

極的にアピールする予定です。

水質試験車の運転手は、水質検査項目に対する多様な市民ニーズに対応するために更新したものです。車体は白と水色のツートンカラーで、横浜市

なっています。局車両に「は

まビヨン」を塗装したのは初

めて、これからは市民に積

極的にアピールする予定です。

水道局の「はまビヨン」の水質試験バージョン（白衣を着てフラスコを持っている）が描かれており、親しみやすい外観です。



水源の安全を守るために調査をつづける

アースデーがながわ 「使い捨て(ごみ)から 再利用(資源)に」

水質試験車は①月一回程度の相模湖や道志川、相模川などの水源河川の定期的な水質検査②水源での油汚染や

水質試験車は①月一回程度の相模湖や道志川、相模川などの水源河川の定期的な水質検査②水源での油汚染や

水質試験車は①月一回程度の相模湖や道志川、相模川などの水源河川の定期的な水質検査②水源での油汚染や

水質試験車は①月一回程度の相模湖や道志川、相模川などの水源河川の定期的な水質検査②水源での油汚染や



計器類いいっぱいの車内、迅速な対応もOK

現行の水道法では、水道事業・水道用水供給事業・専用水道・簡易専用水道の4種類を規制の対象としています。うち簡易専用水道とは、「一言でいえば受水槽の有效容積が100㎥を越えるもの」といいます。(横浜市では100㎥以下の小規模受水槽についても条例を制定して一定程度の規制を加えています)しかし現在、簡易専用水道の管理状況の検査は施設の設置者の責任で行なわれており、水道事業体は関与していません。また、給水人口が100人以下の場合も未規制となっています。

昨年一月六日、厚生省所管の生活環境審議会の中に水道部会が設置され、水道基本問題検討会報告書を踏まえて、二〇〇一年の水道法の改正をめざして審議が開始されました。「受水槽を介した水道水の供給への不安感の払拭」や「未規制水道に対する衛生規則」が必要であるとの認識の下に、本年一月の第二回水道部会では、「未規制水道・簡易専用水道に関する制度の見直し」が検討されました。現行水道法が非適用となっている施設についても、事実上不特定多数の人々の飲料水を提供することになっているものについては「衛生規制を適用させる」という行政施策の方向性も出され、水道事業体が蛇口まで責任を持つよう規制を強化する方向が示されています。

水道を利用される皆さん、受水槽を経由している場合でも、受水槽に接続している場合でも、未規制水道で

衛生規制の強化に向けた水道法改正論議

現行の水道法では、水道事業・水道用水供給事業・専用水道・簡易専用水道の4種類を規制の対象としています。うち簡易専用水道とは、「一言でいえば受水槽の有效容積が100㎥を越えるもの」といいます。(横浜市では100㎥以下の小規模受水槽についても条例を制定して一定程度の規制を加えています)しかし現在、簡易専用水道の管理状況の検査は施設の設置者の責任で行なわれており、水道事業体は関与していません。また、給水人口が100人以下の場合も未規制となっています。

昨年一月六日、厚生省所管の生活環境審議会の中に水道部会が設置され、水道基本問題検討会報告書を踏まえて、二〇〇一年の水道法の改正をめざして審議が開始されました。「受水槽を介した水道水の供給への不安感の払拭」や「未規制水道に対する衛生規則」が必要であるとの認識の下に、本年一月の第二回水道部会では、「未規制水道・簡易専用水道に関する制度の見直し」が検討されました。現行水道法が非適用となっている施設についても、事実上不特定多数の人々の飲料水を提供することになっているものについては「衛生規制を適用させる」という行政施策の方向性も出され、水道事業体が蛇口まで責任を持つよう規制を強化する方向が示されています。

水道を利用される皆さん、受水槽を経由している場合でも、受水槽に接続している場合でも、未規制水道で

の飲料水を提供することになっているものについては「衛生規制を適用させる」という行政施策の方向性も出され、水道事業体が蛇口まで責任を持つよう規制を強化する方向が示されています。

水道を利用される皆さん、受水槽を経由している場合でも、受水槽に接続している場合でも、未規制水道で

の飲料水を提供することになっているものについては「衛生規制を適用させる」という行政施策の方向性も出され、水道事業体が蛇口まで責任を持つよう規制を強化する方向が示されています。

水道を利用される皆さん、受水槽を経由している場合でも、受水槽に接続している場合でも、未規制水道で

の飲料水を提供することになっているものについては「衛生規制を適用させる」という行政施策の方向性も出され、水道事業体が蛇口まで責任を持つよう規制を強化する方向が示されています。

水道を利用される皆さん、受水槽を経由している場合でも、受水槽に接続している場合でも、未規制水道で